

1. 不当勧誘行為に関するその他の類型

【現行法の規定(4条3項)】

事業者の不退去・監禁により消費者が困惑し、それによって消費者が契約を締結した場合、消費者に取消権を認める

【問題となる事案等】

不退去・監禁以外の被害事案(例:執拗な電話勧誘)の発生
判断力が低下した高齢者(例:認知症)、精神的に不安定な状態にある者に不必要な高額の商品を購入させるといった事案の発生

【考え方(案)】

4条3項の取消しについて、不退去・監禁に加え、執拗な電話勧誘や威迫等による困惑も対象に追加

<執拗な電話勧誘>

[甲案] 4条3項に執拗な電話勧誘を追加

[乙案] 4条3項を勧誘の手段を限定しない規定として一般化

<威迫等による困惑>

[甲案] 事業者の威迫によって困惑した場合、取消権を認める

[乙案] 事業者の粗野・乱暴な言動、迷惑を覚えさせるような方法で困惑した場合、取消権を認める

不招請勧誘に関する規律を設ける

[甲案] 行為規制を設けるとともに、差止請求の対象

[乙案] 消費者の損害に関する事業者の損害賠償義務を規定

[丙案] 不招請勧誘により契約を締結した場合、取消権を認める

事業者が、消費者が契約を締結するかどうかを合理的に判断することができない事情を利用して契約を締結させた場合について、規律を設ける

[甲案] 消費者契約において、いわゆる暴利行為に当たるとして、公序良俗に反し無効となる場合を要件化

[乙案] 暴利行為とは別に、判断力の不足、知識の不足、経験の不足等の事情のある消費者が契約を締結した場合について、取消権(又は解除権)を認める

2. 第三者による不当勧誘

【現行法の規定(5条1項)】

- ・事業者から契約締結の媒介の委託を受けた第三者が不当勧誘行為を行った場合、消費者に取消権を認める
- ・事業者と委託関係のない第三者については規律なし

(民法改正案では、委託関係のない第三者の詐欺により消費者が契約を締結した場合、事業者が悪意又は有過失であれば、消費者は取消し可能)

【問題となる事案等】

事業者と勧誘者との間の委託関係の裏付けが困難な事案の発生

【考え方(案)】(「勧誘」要件の在り方については、引き続き検討)

事業者と委託関係のない第三者が不当勧誘行為を行った場合において、事業者がその事実を知っていたとき又は知ることができたときには、消費者に取消権を認める

3. 取消権の行使期間

【現行法の規定(7条1項)】

意思表示の取消権の行使期間を規定

「短期」:消費者が追認をすることができる時から6か月

「長期」:消費者契約の締結の時から5年

(民法の取消権は、短期は追認をすることができる時から5年、長期は行為の時から20年とされている)

【問題となる事案等】

行使期間を経過した被害事案の発生

【考え方(案)】行使期間について

「短期」:現行法を維持/1年間、3年間、5年間のいずれかに伸長

「長期」:現行法を維持/10年間、20年間のいずれかに伸長

()【考え方(案)】は、専門調査会における議論の一案として記載